

2 新法の施行前にした特許権を目的とする質権の移転（相続その他の一般承継によるもの）を除く。変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（職務発明）

第二十四条 新法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした発明についても、適用する。

（無効審判）

第二十五条 旧法によりした特許又は旧法第五十三条第一項の規定によりした特許（第二十条第一項又は第二項の規定により従前の例によりした特許又は当該特許を含む。）についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）による改正前の特許法第二百二十三条第二項若しくは第二百二十九条第一項の審判又はこれららの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第五十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その特許又は許可を無効にすることができる。

2 旧法第八十四条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第二十条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものと含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3 新法の施行前にした特許又は旧法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした特許については、旧法第八十五条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許料）

第二十六条 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた特許料については、なお従前の例による。

2 新法第一百十一条の規定は、新法の施行前に納付した特許料（前項の規定により従前の例により納付したものと含む。）についても、適用する。

3 旧法により存続期間が延長された特許権（第二十条第五項の規定により従前の例により存続期間が延長されたものを含む。）についての特許料の納付については、旧法第六十五条第二項、第四項及び第七項、第六十六条第一項、第六十七条並びに第六十九条の規定は、第一項に規定する場合を除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧法第十一条（第二十一条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。）の規定により正当権利者に特許をしたときは、旧法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許補償等審査会）

第二十七条 第二十条第五項の規定により従前の例により特許権の存続期間を延長するときは、旧特許法施行令（大正十年勅令第四百六十号）第三条の規定により特許補償等審査会の権限とする。

（補償金）

第二十八条 新法の施行前に発生した補償金を受けける権利については、なお従前の例による。

（処分）

第二十九条 旧法によりした処分、手続きその他の行為（第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（罰則の適用）

第三十条 新法の施行前にした行為及び第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成五年四月二三日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の第二項の改正規定（「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る。）、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定（同法第四十五条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第五十条の二の改正規定（「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三条第二項第五号」を「第百九十三条第二项第四号」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第二項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定（「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改める部分に限る。）、第四条中意匠法第十三条第三項、第十九条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定 平成八年一月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）